

随意契約理由書

件 名	タチエス シート関係部材購入
契約の相手方	株式会社 タチエス
根 拠 法 令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
<p>随意契約の理由</p> <p>購入予定の部材は市バスの運転席シートを構成する部品である。 運転席は乗務員がバスの運転を行う際に個人個人の体格に合ったポジションに調整する機構を有し、かつ、万が一の事故の際にはシートベルトとともに身体を固定し、衝撃で車外へ飛び出してしまうのを防ぎ、また、車内においても身体が振り回されて打ち付けられる危険性を軽減する等、乗務員の安全を確保する役割があり、これに耐えられる強度が求められる。</p> <p>また、取り付けの互換性やシート及びシート付属部品の機能・構造・強度を熟知したうえで設計・製造することが必要不可欠であり、これらの条件を満たす業者は、当該運転席シートの製作メーカーである上記契約方のみであるため。</p>	
担 当 部 署 (問 合 せ 先)	交通局 自動車部 市バス車両課 整備係 (電話番号 992-3333)